

## 東亜合成グループ 人権方針

東亜合成グループ（以下、当社グループという）は、「素材と機能の可能性を追求し、化学の力で新しい幸せをあなたへ届けます」との企業理念のもと、事業を通じて新しい価値創造に挑戦し、人々の幸せを追求していきます。この理念の実現に向けて、当社グループの人権に対する基本的な姿勢を示すため、「東亜合成グループ人権方針」をここに定めます。本方針は、人権に関する最上位の方針として「人権の尊重」を定めるグループ行動憲章を補完し、当社グループの人権尊重の取組みの指針となるものです。

本方針は当社グループのすべての役員および従業員に適用されます。また、取引先様をはじめとした当社グループのビジネスパートナーの皆様にも、本方針の理念が支持されることを期待します。

### 1. 基本方針

当社グループは、「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」、および国連「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとした国際的な人権基準・原則を支持し、その理念を尊重した取組みを実施していきます。当社グループは、事業活動を行う国・地域において適用される法令を理解し、遵守します。国際的に認知されている人権の基準と各国や各地域の法令の要求事項が相反する場合には、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求します。

### 2. 人権尊重

当社グループは、事業活動が人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、自社従業員やビジネスパートナー、地域社会の皆さまなどのバリューチェーン上のステークホルダーの人権を尊重する責任を果たすことを目指します。また、事業活動のすべての領域において、自らの活動を通じて人権侵害を引き起こしたり、助長しないように努めます。

### 3. 人権デューデリジェンスの実施

当社グループは、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、人権への負の影響を特定・評価し、その防止と軽減に努めます。また、当社グループが人権侵害を引き起こした場合または助長したことが明らかになった場合には、適切な手段を通じてその是正・救済に取り組みます。潜在的な、または実際に発生している人権への負の影響に対応するために、関連するステークホルダーとの建設的な対話を行い、人権課題の理解や改善・解決に努めます。

### 4. 苦情処理メカニズム

当社グループは、人権への負の影響を含む事業活動に関する懸念について、従業員が報復を恐れずに通報できる窓口を設けています。また、通報者に対しては、通報等を理由とした一切の不利益取扱いを禁止しています。今後も、実効的な苦情処理の仕組みの構築に取り組んでいきます。

### 5. 教育

当社グループは、すべての役員と従業員が本方針を実践するために必要な教育を実施していきます。

## 6. 情報開示

当社グループは、本方針に基づく人権尊重の取組みについて、当社ホームページをはじめとした各種媒体を通じて報告していきます。

## 7. 強制労働・児童労働の禁止

当社グループは、強制労働、奴隷労働および人身取引による労働を禁止します。また、各国・地域の法令で定める就業年齢に達しない児童の労働を禁止するとともに、若年者を危険有害労働に従事させません。

## 8. 差別の禁止

当社グループは、出生、国籍、人種、信条、性別、年齢、宗教、学歴、性的指向、障がいの有無、家族状況などに基づくあらゆる差別を一切許容しません。

## 9. ハラスメントの禁止

当社グループでは、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントをはじめとした個人の尊厳を傷つける行為を行いません。

## 10. 結社の自由および団体交渉権の承認

当社グループは、労働組合結成の自由と団体交渉権を含む従業員の権利を尊重し、対話を通じた良好な労使関係の構築を目指します。

## 11. 労働条件および労働安全衛生の遵守

当社グループは、各国・地域において適用される労働時間と賃金に関する法令を遵守し、公正な報酬を従業員に支払います。また、従業員やともに働く人々の安全と健康に配慮し、働きやすく安全な職場環境構築に努めます。

## 12. 方針の運用

当社グループの一人一人が主体となり、本方針に基づく人権の取組みを実行します。コンプライアンス委員会が本方針の運用状況を確認し、東亜合成の全取締役がメンバーとなるサステナビリティ推進会議へ定期的に報告します。

本方針は、東亜合成株式会社の取締役会において承認されました。

以上